

## 宇和島市建設工事等入札に関する心得（電子入札用）

宇和島市が発注する建設工事等の入札参加者は、宇和島市契約規則（平成 17 年規則第 56 号。）のほか、契約条項、関係書類、現場等を熟知するとともに、次の条項をよく読んで入札をしてください。

### 記

- 1 入札は、宇和島市電子入札運用基準（工事及び建設工事等に係る委託業務）（平成 26 年 6 月制定）により行う。ただし、同運用基準に基づき市長の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。
- 2 入札書は、電子入札システムの入力画面において作成のうえ、入札書提出締切日時までに提出すること。（ただし、やむを得ず紙入札方式による場合、入札書（別紙様式 1）は 1 件ごとに 1 通を作成し、封かんのうえ、氏名及び入札書であることを表記して提出すること。その場合、書類の文字及び印影は明りょうであって、かつ消滅しないもので記載すること（鉛筆等による記載はしないこと。）。）
- 3 入札金額及びくじ番号は、アラビア数字を用いること。
- 4 代理人名義の I C カードによる入札は認めないものとする。
- 5 指名競争入札において、指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、入札を辞退することができる。
  - (1) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
    - ① 電子入札システムの入力画面において入札辞退届を作成のうえ、入札書提出締切日時までに提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。
    - ② やむを得ず紙入札方式による場合は、入札辞退届（別紙様式 2）を、入札書提出締切日時までに、持参又は郵送により契約担当者に提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。
  - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものではない。
- 6 入札者がいないとき又は宇和島市建設工事等事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 27 年 3 月要綱第 17 号）第 16 条に該当するときは、入札を中止するものとする（入札者が 1 者の場合でも入札を有効とする。）。)

7 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 宇和島市契約規則又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (3) 代理権限がない者のした入札
- (4) 入札者又はその代理人がした2以上の入札
- (5) 明らかに連合であると認められる入札
- (6) 信ぴょう性が高いと判断される談合情報を入手した場合など入札を継続することが  
適当でないとして認められる入札
- (7) 入札の適正さが阻害される恐れがある一定の資本関係又は人的関係にある複数の者  
が行った同一入札
- (8) 入札参加者の開札までの間におけるICカードの失効等により開札できない入札
- (9) やむを得ず紙入札方式による場合で、金額を訂正した入札
- (10) やむを得ず紙入札方式による場合で、誤字、脱字等により意思表示が不明りょうで  
ある入札

8 前項の認定は、入札執行者が行うものとし、入札者は異議の申立てができないものとする。

9 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場を命ずるものとする。

10 入札参加者で希望する者は開札に立ち会うことができる。(やむを得ず紙入札による場合は、開札は所定の場所及び日時に入札者の立会いのうえ行うものとする。ただし、入札者で立ち会わない者がある場合においても開札するものとする。)

11 いったん提出した入札書の返還、引換え、変更又は取消しはできないものとする。

12 工事費内訳書(指定様式)を入札時に入札書とあわせて提出しなければならない。内訳書の提出が無い場合、入札金額と内訳書の総額が異なる場合又は内訳書に違算がある場合は、当該入札を無効とする。

13 入札回数は、予定価格を事前に公表した入札については1回とし、予定価格を超える入札は無効とする。なお、入札の結果不調となったときは、設計金額の再検討を行い、その結果により指名替え又は再入札とする。

14 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取消し又は入札日時を延期することができるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わないものとする。

15 落札者(事後審査型一般競争入札の場合は落札候補者)となるべき同価格の入札をした者が2者(共同企業体の場合も含む。)以上であるときは、入札参加者が入札書提出時

に、任意に入力したくじ番号を用いて電子入札システムによりくじを実施する。

- 16 入札者は、入札後、宇和島市契約規則、設計書、仕様書、図面、契約条項、現場等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
- 17 落札者は、落札の決定を受けた日から7日（業務委託は5日）以内（宇和島市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定する休日を含まない。）契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。
- 18 落札者は、契約締結の申出と同時に、契約金額の10分の1以上（低入札価格調査に係る契約にあつて10分の3以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。
- 19 落札者が17に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき（前項に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は、その効力を失うものとする。
- 20 入札執行後、請負契約の締結までの間において、入札者が入札参加資格停止となった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは当該業者の役員等が賄賂等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。
- 21 電子入札に係る手続及び運用に関して、この心得に定めのない事項については、宇和島市電子入札運用基準（工事及び建設工事等に係る委託業務）によるものとする。
- 22 この心得は、随意契約による見積合わせ、測量等業務委託の場合に準用する。